証券コード 2296
（第４期定時株主総会招集ご通知添付書類）

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC.

第4期 報告書

自2019年 4 月 1 日
至2020年 3 月31日

目 次

株主の皆様へ…… 1
事業報告…… 2
連結計算書類…… 23
　連結貸借対照表…… 23
　連結損益計算書…… 24
　連結株主資本等変動計算書…… 25
計算書類（単体）…… 26
　貸借対照表…… 26
　損益計算書…… 27
　株主資本等変動計算書…… 28
監査報告書…… 29
　連結計算書類に係る会計監査報告…… 29
　計算書類に係る会計監査報告…… 31
　監査役会の監査報告…… 33
主要トピックス…… 35
プロモーション戦略…… 37
株主優待制度のご案内・株主メモ…… 39

連結注記表、個別注記表は、当社ウェブサイトに掲載しております。
https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/sh_meeting.html

伊藤ハム

yonekyu

株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々およびご関係者の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。
ここに第4期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）報告書をお届けいたします。
当期の期末配当につきましては、取締役会決議により、１株当たり17円を実施させていただきます。

2020年6月

代表取締役社長　宮下 功

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

■ 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな景気回復基調で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、先行きについては極めて厳しい状況が続くと見込まれます。

当業界におきましては、人手不足による人件費・物流費の上昇が続く中、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う外出自粛による消費行動の変化への対応を迫られており、厳しい事業環境となっております。

このような状況の中、当社グループは「私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します」をグループ理念に、また「フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー」をビジョンとし、チャレンジ精神を持って「中期経営計画2020」に掲げた施策等を遂行しております。そして伊藤ハム、米久がそれぞれ独自のブランド力を堅持し、安全・安心で高品質な商品とお客様にご満足いただけるサービスを提供し続け、コンプライアンスを最優先した上で、グループ一丸となってさらなる企業価値の向上を目指して取り組んでまいります。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は、前期に比べて17億28百万円増加して8,524億50百万円（前期比0.2％増）となりました。営業利益は、前期に比べて27億72百万円増加し、172億66百万円（前期比19.1％増）となりました。また、経常利益は、前期に比べて38億55百万円増加し、195億34百万円（前期比24.6％増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べて８億51百万円増加し、114億39百万円（前期比8.0％増）となりました。

なお、昨年12月に発生した米久株式会社の夢工場の火災による損失については、14億７百万円を特別損失に計上しております。

売上高	営業利益
8,524億 50百万円	172億 66百万円
経常利益	**親会社株主に帰属する当期純利益**
195億 34百万円	114億 39百万円

事業別の概況

加工食品事業

主要な事業内容
ハム・ソーセージ、調理加工食品等の食肉加工品の製造及び販売

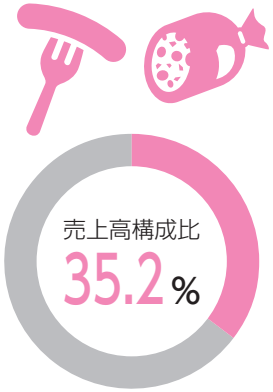

売上高　3,002億円　前期比 2.8%増

営業利益　67億円　前期比 15.0%減

- ハム・ソーセージについては、テレビコマーシャルの投入や消費者キャンペーンの実施により、「The GRAND アルトバイエルン」「朝のフレッシュシリーズ」「ポークビッツ」「御殿場高原あらびきポーク」「原形ベーコンシリーズ」等の主力商品の拡販に努めた結果、販売数量、売上高ともに増加した。
- 調理加工食品については、「ラ・ピッツァ」「ピザガーデン」などのピザ類が堅調に推移したことに加え、「サラダチキン」「レンジでごちそうシリーズ」「旨包ボリュームリッチハンバーグ」等の消費者の簡便志向・健康志向に対応した商品が伸長したことから、販売数量、売上高ともに増加した。
- ギフトについては、「伝承」シリーズに加えて調理品ギフト等の拡販に努めたが、市場全体が縮小傾向にあることから、販売数量、売上高ともに前年を下回った。

食肉事業

主要な事業内容
食肉の処理加工及び販売

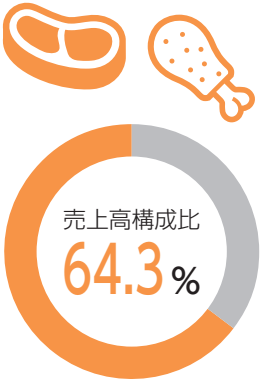

売上高　5,481億円　前期比 1.2%減

営業利益　112億円　前期比 53.2%増

- 国内事業については、新規取引先の獲得や国内生産者との連携強化とともに、オリジナルブランド等の付加価値の高い商品の拡販に努め、販売数量、売上高ともに増加した。
- 牛肉は、輸入牛肉の販売が堅調に推移する一方で、国産牛肉の販売数量が減少したことにより、売上高は減少したが、利益は前年を上回った。豚肉は、サンキョーミートの新工場稼働等により生産量が増加したことに加え、輸入豚肉のオリジナルブランド「アルティシモ・リバサム」「菜の花そだち三元豚」が伸長したことから、販売数量、売上高ともに増加したが、国産豚肉の販売価格下落の影響を受けて利益面では苦戦した。鶏肉は、国産鶏肉の「大地のハーブ鶏」の積極展開等に努め、国産・輸入ともに販売数量を伸ばして売上高は増加したが、輸入鶏肉の調達コストの上昇の影響を受けて利益は前年を下回った。
- 海外事業については、アンズコフーズ社は、調達及び販売環境の回復に加え、収益管理体制の強化を図った結果、外貨建の売上高は増加し、利益も大幅に改善した。

(2) 資金調達の状況

特記すべき該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において98億38百万円の設備投資を実施いたしました。

その内訳としましては、加工食品事業で58億21百万円、食肉事業で34億34百万円、その他で5億82百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

2021年３月期を最終年度とする「中期経営計画2020」は「事業規模拡大」と「効率化・競争力強化」の２つの基本戦略から構成されています。これらの２つの基本戦略を両立し、持続的に成長する食品リーディングカンパニーを目指します。

具体的には以下の課題を設定し、経営を進めてまいります。

・調理加工食品を増強し、調理加工食品売上をハム・ソーセージと同水準まで伸長させる
・海外生産と海外市場での販売拡大によって、経常利益に占める海外事業の割合を拡大させる
・伊藤ハム、米久の両ブランドの価値を高め、ハム・ソーセージのシェアをアップする
・国内の生産事業を拡大し、ブランドミートの供給体制を拡充するとともに外部環境変化への対応力を強化する
・営業人材の強化や営業所の立地見直しなど直販力を強化し、食肉の実需への到達力を高める
・コスト競争力のある生産体制の構築など生産の最適化を図る
・すべての外部調達品の効率的かつ、低コストでの調達による原価低減と収益性の向上を図り、仕入業務の効率化・競争力強化を図る
・物流取扱量を活かして効率性を徹底し、物流業務の効率化・競争力強化を図る
・間接部門の効率的運営、統合など重複する機能の再編を進める

当社グループを取り巻く事業環境は、予断を許さない状況が続いておりますが、「真因を見極め、真摯に向き合う」をスローガンに、目標達成に向けて各種施策を着実に実行し、業績の向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況 (2020年３月31日現在)

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第１期 (2017年３月期)	第２期 (2018年３月期)	第３期 (2019年３月期)	第４期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売上高	(百万円)	792,564	831,865	850,721	852,450
経常利益	(百万円)	24,884	24,423	15,679	19,534
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	18,038	15,784	10,588	11,439
１株当たり当期純利益	(円)	60.67	53.22	35.82	38.72
総資産	(百万円)	373,632	376,204	393,392	389,426
純資産	(百万円)	220,033	219,861	224,074	229,178
１株当たり純資産額	(円)	714.74	739.77	754.14	773.26

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しております。
2. １株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年２月16日）等を第３期より適用しており、第２期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第１期 (2017年３月期)	第２期 (2018年３月期)	第３期 (2019年３月期)	第４期 (当事業年度) (2020年３月期)
営業収益	(百万円)	13,022	12,065	9,059	17,411
経常利益	(百万円)	11,649	8,771	5,690	13,979
当期純利益	(百万円)	11,591	8,764	5,489	13,809
１株当たり当期純利益	(円)	38.98	29.55	18.57	46.74
総資産	(百万円)	179,306	192,960	203,597	212,053
純資産	(百万円)	178,670	180,511	180,805	189,106
１株当たり純資産額	(円)	600.15	609.96	611.62	641.55

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しております。
2. １株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年２月16日）等を第３期より適用しており、第２期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年３月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
伊藤ハム株式会社	28,427	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造及び販売並びに食肉等の販売
米久株式会社	8,634	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造及び販売並びに食肉の処理加工及び販売
伊藤ハムデイリー株式会社	400	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造及び販売並びに食肉等の販売
米久デリカフーズ株式会社	430	100.0	調理加工食品等の製造
米久かがやき株式会社	250	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造
伊藤ハムフードソリューション株式会社	100	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品及び食肉等の販売
伊藤ハムウエスト株式会社	90	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造及び販売並びに食肉等の販売
伊藤ハム販売株式会社	90	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品及び食肉等の販売
米久おいしい鶏株式会社	290	100.0	鶏肉の生産・加工・販売
サンキョーミート株式会社	230	100.0	食肉の加工及び豚肉加工品の製造
伊藤ハムミート販売東株式会社	90	100.0	食肉等の販売
伊藤ハムミート販売西株式会社	90	100.0	食肉等の販売
ANZCO FOODS LTD.	千NZ$ 59,364	100.0	食肉及び食肉加工品の製造・販売

(注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでおります。
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社13社を含み57社、持分法適用会社は11社であります。
3. 子会社はすべて連結されております。また、当連結会計年度において、株式取得により１社増加し、清算により１社減少しております。

③当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	帳簿価額	当社の総資産額
		百万円	百万円
伊藤ハム株式会社	兵庫県神戸市灘区備後町三丁目２番１号	97,052	212,053
米久株式会社	静岡県沼津市岡宮寺林1259番地	69,820	

(7) 主要な事業内容 (2020年３月31日現在)

事業区分	事業内容
加工食品	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の食肉加工品の製造及び販売
食肉	食肉の処理加工及び販売

(8) 主要な事業所 (2020年３月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社事務所	東京都目黒区三田一丁目６番21号

② 子会社

名称	所在地	
伊藤ハム株式会社	本社事務所	兵庫県西宮市
	東京事務所	東京都目黒区
	工場	西宮工場（西宮市）、東京工場（柏市）、豊橋工場（豊橋市）
米久株式会社	本社事務所	静岡県沼津市
	工場	富士工場（静岡県駿東郡）

(9) 従業員の状況 (2020年３月31日現在)

事業部門の名称	従業員数	前事業年度末比増減
加工食品事業	5,084名	237名増
食肉事業	2,478名	33名減
その他	460名	19名増
全社共通ほか	305名	3名減
合計	8,327名	220名増

(注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含んでおります）であります。
2. 従業員数には、臨時従業員（パートタイマー等）の年間の平均人員9,263名は含んでおりません。
3. 全社共通ほかとして記載されている従業員数は、当社及び複数セグメントを持つ子会社の管理部門に所属している従業員数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年３月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	29,093 百万円

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　1,000,000,000株

（2）発行済株式の総数　297,355,059株

（3）株主数　49,059名

（4）大株主（上位10名）

所有者別株式分布状況

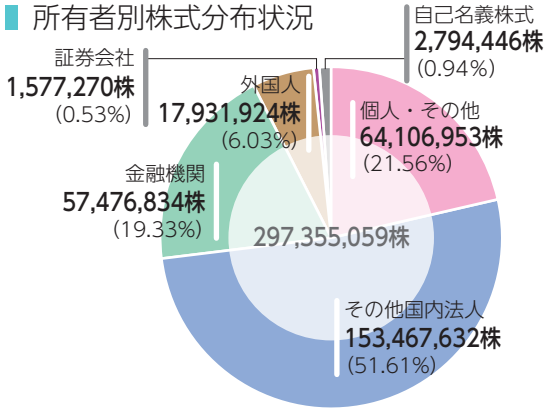

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱商事株式会社	115,779	39.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,580	5.29
公益財団法人伊藤記念財団	12,000	4.07
エス企画株式会社	10,339	3.51
株式会社三井住友銀行	6,303	2.14
公益財団法人伊藤文化財団	6,200	2.10
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	5,359	1.82
株式会社みずほ銀行	5,043	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,809	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	3,062	1.04

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（2020年３月31日現在）

Ⅰ．2010年度～2015年度発行分

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式　27,000株（新株予約権１個につき1,000株）

② 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり　1,000円（１株当たり１円）

④ 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、当社、子会社（伊藤ハム株式会社及び米久株式会社）の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社（伊藤ハム株式会社及び米久株式会社）の執行役員（取締役を兼務するものを含まない）のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から１０日間以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。

⑤ 当社役員の保有状況

区分	発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	権利行使期間
取締役（社外除く）	2010年度	4個	4,000株	１人	2016年４月１日から 2040年８月２日まで
	2011年度	4個	4,000株	１人	2016年４月１日から 2041年８月１日まで
	2012年度	4個	4,000株	１人	2016年４月１日から 2042年８月６日まで
	2013年度	4個	4,000株	１人	2016年４月１日から 2043年８月７日まで
	2014年度	4個	4,000株	１人	2016年４月１日から 2044年８月４日まで
	2015年度	7個	7,000株	１人	2016年４月１日から 2045年８月３日まで

（注）2016年１月26日開催の伊藤ハム㈱の臨時株主総会及び米久㈱の臨時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に伊藤ハム㈱が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されております。

Ⅱ．2016年度～2017年度発行分

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式　　99,000株（新株予約権１個につき100株）

② 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり　　100円（１株当たり１円）

④ 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、当社、子会社（伊藤ハム株式会社及び米久株式会社）の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社（伊藤ハム株式会社及び米久株式会社）の執行役員（取締役を兼務するものを含まない）のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から１０日間以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。

⑤ 当社役員の保有状況

区分	発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	権利行使期間
取締役（社外除く）	2016年度	400個	40,000株	４人	2016年８月９日から 2046年８月８日まで
	2017年度	590個	59,000株	５人	2017年８月８日から 2047年８月７日まで

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	小川広通	会長 伊藤ハム㈱　取締役 米久㈱　取締役
代表取締役	宮下功	社長 伊藤ハム㈱　取締役 米久㈱　取締役
代表取締役	柴山育朗	副社長　品質保証担当、グループ生産事業・R&D担当 伊藤ハム㈱　代表取締役社長 米久㈱　取締役
取締役	堀内朗久	常務執行役員 米久㈱　代表取締役社長
取締役	伊藤勝弘	常務執行役員　コーポレート担当（経理財務・総務・人事）、コンプライアンス担当 伊藤ハム㈱　専務取締役
取締役	山口研	執行役員　グループ食肉事業担当 伊藤ハム㈱　常務取締役
取締役	米田雅行	執行役員 伊藤ハム㈱　常務取締役
取締役	市毛由美子	弁護士 ㈱スシローグローバルホールディングス　社外取締役 アスクル㈱　社外取締役
取締役	伊藤綾	㈱リクルートホールディングス　サステナビリティ推進部（現サステナビリティ推進グループ）　パートナー
常勤監査役	土屋昌樹	伊藤ハム㈱　監査役 米久㈱　監査役
監査役	今村昭文	弁護士 ＪＢＣＣホールディングス㈱　社外取締役
監査役	市東康男	公認会計士・税理士 日本フエルト㈱　社外監査役
監査役	市川一郎	公認会計士・税理士 SWEAT　CAPITAL㈱　代表取締役 ㈱ユニメディア　社外監査役 ㈱インフォバーングループ本社　社外監査役

(注) 1. 取締役のうち、市毛由美子氏及び伊藤綾氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、今村昭文氏、市東康男氏及び市川一郎氏は、社外監査役であります。

3. 監査役市東康男氏及び市川一郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2020年３月31日をもって、山口研氏は、取締役を辞任いたしました。
5. 当社は、社外取締役市毛由美子氏及び伊藤綾氏並びに社外監査役今村昭文氏、市東康男氏及び市川一郎氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、各社外取締役及び各監査役との間に、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
	名	百万円
取締役 (うち社外取締役)	10 (2)	273 (14)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	43 (19)
合計 (うち社外役員)	14 (5)	316 (34)

(注) 1. 上表は、2019年６月25日開催の第３期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 報酬等の額には、譲渡制限付株式による報酬額48百万円（取締役48百万円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

・社外取締役市毛由美子氏は、㈱スシローグローバルホールディングス及びアスクル㈱の社外取締役であります。当社グループと各兼職先との間には特別な関係はありません。

・社外取締役伊藤綾氏は、㈱リクルートホールディングスのサステナビリティ推進部（現サステナビリティ推進グループ）パートナーであります。当社グループと兼職先との間には特別な関係はありません。

・社外監査役今村昭文氏は、ＪＢＣＣホールディングス㈱の社外取締役であります。当社グループと兼職先との間には特別な関係はありません。

・社外監査役市東康男氏は、日本フエルト㈱の社外監査役であります。当社グループと兼職先との間には特別な関係はありません。

・社外監査役市川一郎氏は、ＳＷＥＡＴ ＣＡＰＩＴＡＬ㈱の代表取締役、㈱ユニメディア及び㈱インフォバーングループ本社の社外監査役であります。当社グループと各兼職先との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

		取締役会 出席回数 （出席回数/開催回数）	監査役会 出席回数 （出席回数/開催回数）	活動状況等
社外取締役	市毛由美子	13回/13回 （100%）	－	取締役会では、弁護士や上場企業の役員としての見識・経験に基づき、多くの議案に対し質問・発言を積極的に行っております。 特に、グループガバナンス、情報システム分野について、取締役会の適切な監督を促す活動を行っております。 また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会及びガバナンス委員会の委員を務めております。
	伊　藤　綾	13回/13回 （100%）	－	取締役会では、これまでの職歴やサステナビリティ推進の専門家としての見識・経験に基づき、多くの議案に対し質問・発言を積極的に行っております。 特に、ＳＤＧｓ、マーケティング分野について、取締役会の適切な監督を促す活動を行っております。 また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会及びガバナンス委員会の委員を務めております。
社外監査役	今村昭文	13回/13回 （100%）	11回/11回 （100%）	取締役会では、弁護士としての見識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。 監査役会では、常勤監査役等から報告を受け、監査方針・監査計画に基づき代表取締役又は取締役と面談・意見交換、グループ会社に往査を行うなど、取締役の職務執行を監査する活動を行っております。
	市東康男	12回/13回 （92.3%）	11回/11回 （100%）	取締役会では、公認会計士としての財務・会計面での専門知識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。 監査役会では、常勤監査役等から報告を受け、監査方針・監査計画に基づき代表取締役又は取締役と面談・意見交換、グループ会社に往査を行うなど、取締役の職務執行を監査する活動を行っております。
	市川一郎	10回/10回 （100%）	9回/9回 （100%）	取締役会では、公認会計士としての財務・会計面での専門知識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。 監査役会では、常勤監査役等から報告を受け、監査方針・監査計画に基づき代表取締役又は取締役と面談・意見交換、グループ会社に往査を行うなど、取締役の職務執行を監査する活動を行っております。

（注）市川一郎氏の出席状況については、2019年６月25日の就任以降に開催された取締役会・監査役会を対象としております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

29百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

100百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であることを確認し、会計監査人の報酬等の額が妥当であると判断し、同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、リファード業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、監査役会が会計監査人の職務遂行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任又は不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会宛てに提出する方針です。

6．会社の体制及び方針

（1）当社グループの企業理念等

グループ理念

私たちは事業を通じて、
健やかで豊かな社会の実現に貢献します

ビジョン

フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、
従業員とともに持続的に成長する
食品リーディングカンパニー

行動指針

- 安全安心と品質の追求による
  価値ある商品とサービスの提供
- 有言実行の徹底による信頼関係の構築、強化
- 全員参加の闊達な意思疎通と相互理解による
  能力開発と育成
- コンプライアンスを最優先とした公明正大で
  透明性のある行動
- 地球環境に配慮した事業活動の推進

（2）当社のコーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、「グループ理念」、「ビジョン」、「行動指針」に基づき、企業として社会的責任（CSR）を十分に果たすために、又すべてのステークホルダーから信頼を得るために、当社グループ全体に監督・監視など内部統制機能を充実させた経営組織体制を整備し、的確な経営の意思決定とスピーディな業務執行を行うことをいう。

当社は、この基本的な考え方に基づき、コーポレート・ガバナンス基本方針を制定し、中長期的な企業価値向上のために、コーポレート・ガバナンスを確実に実現し、透明性の高い経営を目指しております。

（3）当社のコーポレート・ガバナンス体制図（2020年３月31日現在）

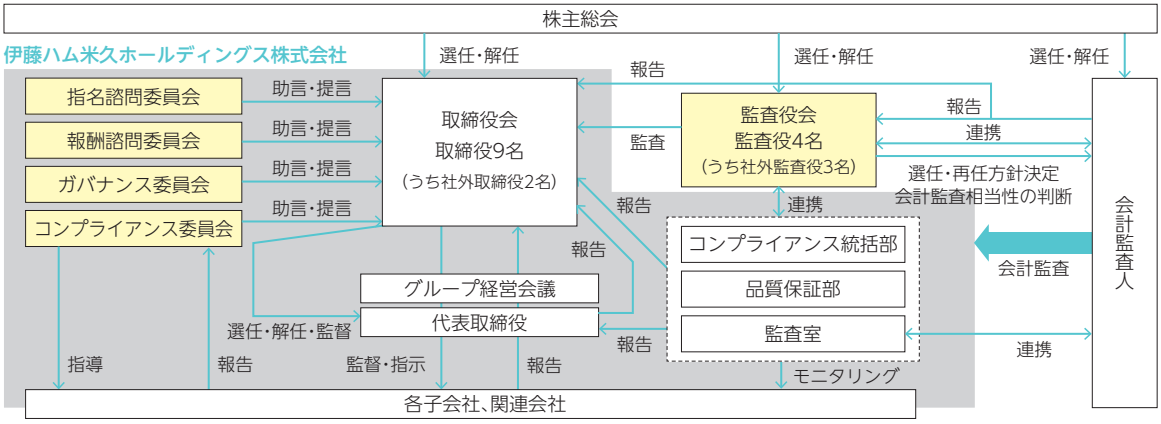

（4）業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

①内部統制システム基本方針

取締役会において決議した内部統制システム基本方針は、次のとおりです。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するため、以下の体制を整えるものとする。

1．　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）当社グループにおけるコンプライアンスの基本方針を決定し、これを実行する体制、会議体、規程を構築・整備し、各組織の活動に組み込むことによりコンプライアンスを推進する。具体的な行動基準として企業倫理規範を制定し、教育・研修等を通じて周知徹底を図るものとする。

（2）内部通報制度として当社及びグループ会社（当社の子会社をいう。以下同じ。）を対象とした社内相談窓口、社外相談窓口を設け、当社の内部通報規程により、適切な運用を行うものとする。尚、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わないものとする。

（3）当社は、コンプライアンス担当役員を設置し、当社グループのコンプライアンスにかかわる事項の監督を行う。又当該担当役員を委員長としたコンプライアンス委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、当社グループの食品安全、コンプライアンス、リーガルリスクに係る管理状況を定期的に確認し、運用状況を独立的に評価することを通じて、当社グループの内部統制機能を強化する。又本委員会は、必要に応じて、取締役会及びグループ会社のコンプライアンス責任者会議に対して改善を求めることができるものとする。

2．　取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、文書取扱いの定めに従い、文書の保存媒体に応じて適切かつ確実に保存、管理する体制を構築するものとする。

3．　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社は、当社グループの経営環境及びリスク要因の変化を踏まえ、その事業活動にかかわるリスクを認識し、危機管理規程の定めに従いそれぞれのリスクの把握と管理方法、責任者などのリスク管理体制を整え、リスク管理を徹底する。

(2) 当社に危機管理室を設置し、大規模自然災害による当社グループの従業員の生命の安全、及び当社グループの事業継続に支障をきたすリスクを当社グループ関係部署と連携・管理し、その体制を整えるものとする。
(3) 当社グループは、緊急事態には危機管理体制の定めに従い危機管理委員会を設置し、必要な組織体制で迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社グループは、経営方針、経営計画及び具体的な経営戦略と目標策定にかかわる業務執行決定機関として、取締役会を定例開催する。又必要に応じ適宜、臨時に開催できるものとする。
(2) 当社グループの経営体制の強化を図るため、当社にグループ会社執行役員の集約を行うものとする。更にグループ経営会議並びに当社グループである伊藤ハム株式会社及び米久株式会社の取締役会を合同開催することで効率的かつ迅速に職務の執行が行われる体制を確保するものとする。
(3) 取締役会は、法令及び定款に定める事項並びに稟議にかかわる規程に定める経営上の重要事項を決議するとともに取締役及び執行役員の職務の執行を監督するものとする。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社の管理規程を整備する。グループ会社はこの定めに従い、当社への決裁・報告制度を通じてグループ会社経営管理を実施する。
(2) 当社グループの内部統制システムのモニタリングは、内部監査の定めに従い、独立した内部監査部門が行うものとし、被監査部門への指摘・改善・是正を指導する。又モニタリング結果と指摘・改善事項は、速やかに社長、取締役、監査役に報告されるものとする。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 当社グループは、監査役の職務を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を任命できるものとする。
(2) 監査役スタッフは、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助し、その職務を遂行するにあたり取締役その他の業務執行組織の指揮・命令を受けないものとする。
(3) 監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事にかかわる決定は、監査役の同意を得なければならない。

7．　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人は、その経営に影響を与える重要な事項については、遅滞なく監査役に報告しなければならない。

(2) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況を監査役に報告しなければならない。又通報窓口の相談・通報事案、社内不祥事、法令違反事案は、監査役に報告しなければならない。尚、使用人が、直接監査役に通報した場合も、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わないものとする。

(3) 監査役は、取締役会及びグループ経営会議等に出席して意見を述べるとともに、取締役及び使用人からの情報の収集に努め、取締役、使用人は、監査役から情報提供の要請があった場合、これに協力するものとする。

(4) 監査役は、取締役、会計監査人と定期的に会社運営に関する意見交換を行ない、意思疎通を図り、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他社外の専門家に助言を求めるものとする。又監査役は監査の実施のために必要な場合、その所要の費用の請求を保障されるものとする。

8．　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかわる内部統制の構築、評価及び報告について適切な整備、運用をするものとする。

9．　反社会的勢力の排除に向けた体制

(1) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を堅持し、これらの勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。

(2) 反社会的勢力への対応統括部門は総務部門があたり、関連行政機関と連携して、反社会勢力に関する動向を把握し、情報交換を行うとともに、基本方針、対応マニュアル等の社内周知と啓蒙活動を行うものとする。

(3) 不測の事態に際しては、関連行政機関や、外部機関、専門家と連携し、会社と関係者の安全を確保するなど必要に応じ適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、当社の内部統制システム基本方針は、2020年４月１日に改定されております。

②内部統制システム基本方針の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システム基本方針の運用状況の概要は、次のとおりです。

1．　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループは、当社グループのグループ理念、ビジョン及び行動指針に基づき、コンプライアンス行動基準を掲げており、これらの内容を整理した冊子「企業倫理規範」を役員・従業員に配布し、周知を図っております。
また、コンプライアンスデーを設け、経営層よりコンプライアンスメッセージを発信しております。

(2) 当社グループは、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部を当社に設置しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当役員を議長とし、定期的に開催しております。

(3) コンプライアンス統括部は、当社グループの従業員に対しコンプライアンス講習を行うなど、コンプライアンス推進の活動を行っております。また、コンプライアンスの浸透度合い・実践状況を把握するためコンプライアンス浸透度調査を実施しております。なお、活動状況、調査結果は、コンプライアンス委員会、経営層及び監査役等に報告しております。

(4) 当社グループは、社内及び社外相談窓口を設置しております。相談窓口の連絡先は、「企業倫理規範」の冊子、コンプライアンスカード、社内ポータルサイト及びコンプライアンス講習等で案内しております。相談内容及びその対応状況については、コンプライアンス委員会、取締役、執行役員及び監査役に報告しております。

2．　取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理に関する規程により、法令等に基づく文書保存期間を設定し、適切に保存・管理しております。

3．　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営企画部、コーポレート部門等は、当社グループの事業運営に想定されるリスクの把握・分析を行い、取締役会に対して必要な報告をしております。

(2) 当社グループは、大規模な事故、災害等による従業員の生命の安全、及び事業活動継続に深刻な支障をきたすリスク事案の発生時には、危機管理規程に基づき危機管理員会を設置し、情報の収集・分析、優先すべき対処方針の策定等を行います。

4．　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）取締役会は、取締役会規則等に基づく決議事項を審議しており、また、取締役から職務執行状況の報告を受けております。

（2）グループ経営会議は、取締役会に次ぐ審議・討議機関として、決裁権限規程に基づく事項を決議・審議しております。

（3）執行役員は、当社グループにおける各担当職域にて職務を執行しており、当社の取締役会等において職務執行状況を報告しております。

5．　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）当社は、子会社の決裁権限規程等にて、当社の承認を要する事項・当社への報告を要する事項の基準を定めております。
子会社は、この基準に基づき業務の執行、または当社への報告を行っております。

（2）監査室は、内部監査規程、年間監査計画等に基づき、当社グループ各部門の内部監査を行っております。監査結果及び指摘・改善事項は、被監査部門、取締役及び監査役に報告しております。また、定期的に取締役会に報告しております。

6．　監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役会に監査役スタッフ１名を配置し、監査役の職務が円滑に遂行できる体制にしております。同スタッフの任命については、監査役会の同意を得たうえで行っております。また、監査役スタッフの人事評価に関しては、取締役からの独立性を確保しております。

7．　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役は、取締役会、グループ経営会議及びその他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等から職務執行状況その他重要事項等について報告を受けております。

（2）監査室は、内部監査の結果及び指摘・改善事項を監査役に報告しております。
また、子会社の監査役は、監査役監査状況を、定期的に当社の監査役に報告しております。

(3) コンプライアンス統括部は、その活動状況、社内・社外相談窓口への相談内容及びその対応状況等を監査役に報告しております。
また、品質保証部は、その活動状況等を監査役に報告しております。
(4) 監査役は、取締役（社外含む）との面談会を定期的に設け、当社グループの重要事項等について意見交換を行っております。
また、会計監査人とも定期的に意見交換会を設け、情報の共有等を図っております。
なお、当社は、監査役から監査費用等の前払い請求等があった場合、これに応じます。

8．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従い、統制活動の推進、監査の実施等を行っております。

9．反社会的勢力の排除に向けた体制
当社は、反社会的勢力対応マニュアルにて、反社会的勢力による当社グループの経営活動への関与や被害を防止するための基本方針、具体的な対応方法を定め、運用しております。

（5）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけており、配当につきましては、連結業績、財務状況並びに将来の事業展開を勘案し、安定的な配当の継続を基本方針としております。
内部留保資金につきましては、長期的展望に立ち持続的な成長を実現するために有効投資し、業績の安定と収益の向上に努めてまいります。
当期の期末配当につきましては、取締役会決議により、1株当たり17円を実施させていただきます。
また、自己株式の取得につきましては、経営環境に応じて機動的な実施を検討することを基本方針としております。

連結計算書類

■ 連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科　目	金　額
流動資産	**226,498**
現金及び預金	42,072
受取手形及び売掛金	87,902
商品及び製品	70,648
仕掛品	1,757
原材料及び貯蔵品	17,837
その他	6,293
貸倒引当金	△14
固定資産	**162,927**
有形固定資産	**98,760**
建物及び構築物	37,175
機械装置及び運搬具	30,305
工具、器具及び備品	1,508
土地	25,830
リース資産	2,799
建設仮勘定	1,017
その他	124
無形固定資産	**22,684**
のれん	21,057
その他	1,626
投資その他の資産	**41,482**
投資有価証券	25,822
長期貸付金	1,518
繰延税金資産	1,067
退職給付に係る資産	9,378
その他	3,822
貸倒引当金	△126
資産合計	**389,426**

負債の部

科　目	金　額
流動負債	**138,106**
支払手形及び買掛金	61,574
電子記録債務	1,748
短期借入金	28,880
1年内返済予定の長期借入金	10,179
リース債務	794
未払金	21,111
未払法人税等	1,707
未払消費税等	1,418
賞与引当金	5,280
役員賞与引当金	120
災害損失引当金	544
その他	4,745
固定負債	**22,140**
長期借入金	10,872
リース債務	2,228
繰延税金負債	2,179
退職給付に係る負債	2,208
資産除去債務	1,461
その他	3,190
負債合計	**160,247**

純資産の部

株主資本	**225,770**
資本金	**30,003**
資本剰余金	**96,267**
利益剰余金	**101,792**
自己株式	**△2,293**
その他の包括利益累計額	**2,002**
その他有価証券評価差額金	4,823
繰延ヘッジ損益	△355
為替換算調整勘定	△3,767
退職給付に係る調整累計額	1,301
新株予約権	**131**
非支配株主持分	**1,275**
純資産合計	**229,178**
負債・純資産合計	**389,426**

連結損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額 内　訳	金　額 合　計
売上高		852,450
売上原価		718,902
売上総利益		133,548
販売費及び一般管理費		116,281
営業利益		17,266
営業外収益		
受取利息	118	
受取配当金	342	
受取賃貸料	425	
受取保険金	428	
持分法による投資利益	942	
その他	1,097	3,355
営業外費用		
支払利息	711	
不動産賃貸費用	139	
その他	236	1,087
経常利益		19,534
特別利益		
固定資産売却益	54	
投資有価証券売却益	83	
受取保険金	331	
その他	13	483
特別損失		
固定資産除却損	469	
災害による損失	1,493	
事業整理損失	719	
その他	54	2,738
税金等調整前当期純利益		17,280
法人税、住民税及び事業税	5,491	
法人税等調整額	213	5,704
当期純利益		11,575
非支配株主に帰属する当期純利益		135
親会社株主に帰属する当期純利益		11,439

連結株主資本等変動計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,003	96,301	95,374	△1,849	219,829
当期変動額					
剰余金の配当			△5,021		△5,021
親会社株主に帰属する当期純利益			11,439		11,439
自己株式の取得				△606	△606
自己株式の処分		△33		162	128
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△33	6,418	△444	5,940
当期末残高	30,003	96,267	101,792	△2,293	225,770

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,263	△928	△2,876	1,475	2,935	139	1,169	224,074
当期変動額								
剰余金の配当								△5,021
親会社株主に帰属する当期純利益								11,439
自己株式の取得								△606
自己株式の処分								128
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△440	573	△891	△174	△932	△8	105	△836
当期変動額合計	△440	573	△891	△174	△932	△8	105	5,104
当期末残高	4,823	△355	△3,767	1,301	2,002	131	1,275	229,178

計算書類（単体）

貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科　目	金　額
流動資産	**42,192**
現金及び預金	26,101
短期貸付金	100
未収入金	1,481
未収還付法人税等	1,434
関係会社預け金	13,060
その他	13
固定資産	**169,861**
有形固定資産	**53**
機械装置	2
工具、器具及び備品	38
リース資産	12
無形固定資産	**19**
ソフトウェア	19
投資その他の資産	**169,789**
関係会社株式	168,762
長期貸付金	750
繰延税金資産	216
その他	59
資産合計	**212,053**

負債の部

科　目	金　額
流動負債	**12,936**
未払金	1,001
賞与引当金	334
未払法人税等	231
未払消費税等	79
関係会社預り金	11,179
その他	109
固定負債	**10,010**
長期借入金	10,000
その他	10
負債合計	**22,947**

純資産の部

株主資本	**188,975**
資本金	**30,003**
資本剰余金	**136,710**
資本準備金	7,503
その他資本剰余金	129,206
利益剰余金	**24,555**
その他利益剰余金	24,555
繰越利益剰余金	24,555
自己株式	**△2,293**
新株予約権	**131**
純資産合計	**189,106**
負債・純資産合計	**212,053**

損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
	内　訳	合　計
営業収益		
関係会社受取配当金	13,559	
経営管理料	3,852	**17,411**
営業費用		
販売費及び一般管理費	3,537	**3,537**
営業利益		**13,874**
営業外収益		
受取利息	27	
受取手数料	116	
その他	4	**147**
営業外費用		
支払利息	26	
支払手数料	15	
その他	0	**42**
経常利益		**13,979**
特別損失		
固定資産除却損	0	**0**
税引前当期純利益		**13,979**
法人税、住民税及び事業税	164	
法人税等調整額	5	**169**
当期純利益		**13,809**

株主資本等変動計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年４月１日　期首残高	30,003	7,503	129,240	136,743	15,767	15,767	△1,849	180,665
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△5,021	△5,021		△5,021
当期純利益					13,809	13,809		13,809
自己株式の取得							△606	△606
自己株式の処分			△33	△33			162	128
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	△33	△33	8,787	8,787	△444	8,309
2020年３月31日　期末残高	30,003	7,503	129,206	136,710	24,555	24,555	△2,293	188,975

	新株予約権	純資産合計
2019年４月１日　期首残高	139	180,805
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△5,021
当期純利益		13,809
自己株式の取得		△606
自己株式の処分		128
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△8	△8
事業年度中の変動額合計	△8	8,301
2020年３月31日　期末残高	131	189,106

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　北　山　久　恵　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　根　本　剛　光　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　野　勝　成　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　北　山　久　恵　㊞
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　根　本　剛　光　㊞
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　水　野　勝　成　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、グループ経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　土　屋　昌　樹　㊞

社外監査役　今　村　昭　文　㊞

社外監査役　市　東　康　男　㊞

社外監査役　市　川　一　郎　㊞

以　上

TOPICS 主要トピックス

第18回グリーン物流パートナーシップ会議で優良事業者として表彰されました

伊藤ハム米久ホールディングスは、キユーピー㈱様、㈱キユーソー流通システム様、日本貨物鉄道㈱様、全国通運㈱様と共同で取り組んでいる「モーダルシフト×共同輸送」の取り組みが評価され、第18回グリーン物流パートナーシップ会議において「経済産業省 商務・サービス審議官表彰」を受賞しました。今後も環境に配慮した事業活動を行ってまいります。

■モーダルシフトとは…
トラックなどの自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換することをいいます

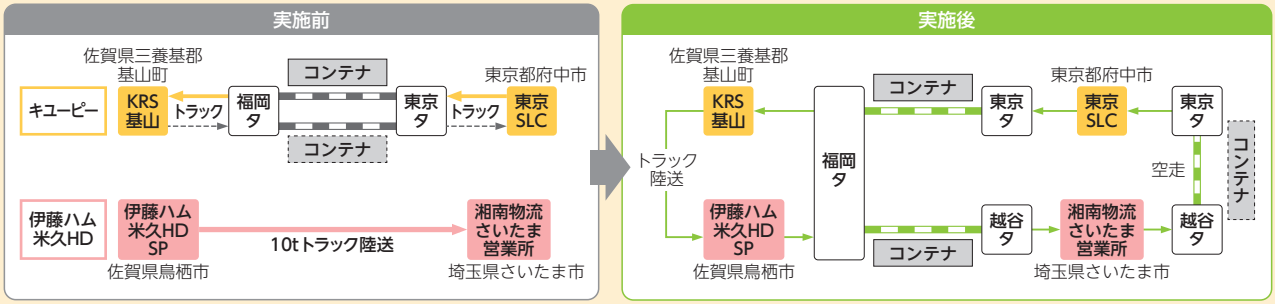

・KRS基山:㈱キユーソー流通システム基山営業所　・東京SLC:㈱キユーソー流通システム東京SLC　・SP:ストックポイント(在庫拠点)
・福岡タ:福岡貨物ターミナル駅　・東京タ:東京貨物ターミナル駅　・越谷タ:越谷貨物ターミナル駅

新規事業領域の畜肉エキス調味料へ取り組み開始

伊藤ハムは、三菱商事ライフサイエンス㈱（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：藤木洋）との共同出資により、畜肉エキスおよび調味料製品を製造する九州エキス㈱（本社：鹿児島県曽於郡（そおぐん）大崎町、代表取締役社長：鳥居研志 以下九州エキス）を2019年11月1日に設立しました。九州エキスは、鹿児島県曽於郡大崎町に30億円を投じて新工場を建設し、2021年4月の稼働を予定しています。

Geographical Image : Google,DigitalGlobe

伊藤ハム米久ホールディングスの
トピックスを紹介します。

植物肉の商品化を実現

～大豆たん白を主原料とし、お肉のようなおいしさを追求～

将来的な世界的食肉需要の増加と供給不足を見越し、お肉を使わずに大豆たん白を主原料として商品化の実現をしました。伊藤ハム米久グループの持つ長年の加工品のノウハウを活かし、食感・味・香りともに満足できる大豆ミートメニューを発売しました。

多様化するライフスタイルの中で、肉・魚に次ぐ第三のたんぱく質の選択肢に大豆ミートを加えることで、お客様に選ぶ楽しみを提供し、豊かな食生活の実現に貢献していきます。

米久ケンコーハム
当社グループに仲間入り

米久ケンコーハム（旧：明治ケンコーハム）は設立以来、「おいしさにこだわり、お客様の健康に寄与する」ことをモットーに、こだわりのハム・ソーセージなどの商品を製造・販売してきました。2019年12月、米久は同社の株式を全て取得したことにより、子会社としました。また、2020年春、社名を「米久ケンコーハム㈱」に変更し、本店所在地を静岡県三島市へ移転して当社グループの一員となりました。

伊藤ハム

「朝のフレッシュ®シリーズ」のキャンペーンを展開

「朝のフレッシュ®シリーズ」は、今春よりウインナーを新発売し、ブランド拡充を推し進めております。
さらなる認知拡大を図るため、メインキャラクターのいとうあさこさんを起用し、商品コンセプトである朝食にぴったりなウインナーを訴求するため、“朝ウインナーしよう！”をキャッチフレーズとした新TVCMを放映しました。また店頭においては、朝食を彩る景品を用意し、毎回人気の「朝こそ元気な食卓キャンペーン」を2020年3月～5月まで実施しました。このような積極的なプロモーション活動が功を奏し、ブランド認知、販売量拡大に貢献しております。

yonekyu

「御殿場高原®シリーズ」のキャンペーンを展開

「御殿場高原®シリーズ」は1990年に御殿場高原®あらびきポーク（ウインナー）を発売以来、ハム・焼豚・ベーコンと商品のラインナップを広げ、多くのお客様にご愛顧いただき、今年30周年を迎えました。30周年を記念して今年7月より「みちのく奥羽牛サーロインステーキ」などが当たる「御殿場高原®シリーズ30周年記念キャンペーン」を実施します。キャンペーンを通じ、さらなるブランド認知と市場の拡大に貢献します。

メ　モ

株主優待制度のご案内

株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、より多くの株主様に当社株式を長期間保有していただくため、株主優待制度を導入しています。

◆対象となる株主様
毎年３月31日現在の株主名簿に記載または記録された1,000株以上を保有する株主様を対象といたします。

◆優待内容
5,000円相当の当社グループ商品を贈呈いたします。

◆贈呈時期
６月中旬より順次お届けを予定しております。

◆受け取り辞退に伴う寄付の実施
社会貢献活動の一環として、優待品の受け取り辞退を申し出られた株主様につきましては、優待品の発送に代えて5,000円を日本赤十字社へ寄付させていただきます。

※写真はイメージですので、商品の内容は一部変更になる場合がございます。

株主メモ

上場市場	東京証券取引所市場第一部
証券コード	2296
１単元の株式数	100株
事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎年６月
株主確定基準日	毎年３月31日
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉２丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
（電話照会先）	0120-782-031
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
公告掲載URL	http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/e-koukoku/index.html